○叙勲

風間　健　末藤　一俊　武井　春男
旭日単光章を授ける（各通）（六月七日）
榎本　久平　小林　重藏
（小諸市議会議員）
佐藤　平治　松下　宏一
旭日単光章を授ける（各通）（六月八日）
萩上　元春
旭日小綬章を授ける
大橋　康二　添田　年孝　武石　清一
前川　忠夫　山口　貞夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月九日）
玉谷　信一　又野　芳明　山本　昇
旭日双光章を授ける（各通）
牧野　實穂　矢口九兵衛
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十日）
原口　庄輔
瑞宝中綬章を授ける
新井袈裟雄　遠藤　好春　影山　豊
西郷　敏夫　齊藤　増男　宮川　八良
瑞宝双光章を授ける（各通）
甲斐　勉　永本　良人
引地　幸男　守田　醇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月七日）
（宇都宮大学名誉教授）
笠原　義人
瑞宝中綬章を授ける
花村　徳美
瑞宝小綬章を授ける
桑田　勝　菊田　要
鈴木　英明　佐々木一亀
竹安洋太郎　納谷　勝
三宅　忠男　柳瀬　安夫
和田　幸司
瑞宝双光章を授ける（各通）
安部奈良喜　本田　榮英
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
柴田　亮一　十倉　功雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
神田二三年　近田　博生
戎　喜佐登　鈴木　清　鈴木　冨治　宗宮　英一
松島　修
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　次男　平原　信夫
小島　利明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月九日）
大森　現基
（法務事務官）
柏原　智子
（青森県南部町公立学校長）
川口　辰雄
杉浦　四郎　田村　基
遠山　征也
中村　哲　渡邉　信吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
天野　浩　鎌田　勇
菅原　昇　長友　洋
成田　一史
平野　正彦
（青森県警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十日）
赤柏　義之　淡路　良男　池上　敏彦
柴田　英彦　根岸　久三　北條　啓介
瑞宝双光章を授ける（各通）
日髙　淳一　道木　孝司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十一日）
小山　哲郎　下山　一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十二日）
（大分大学名誉教授）
深道　春男
瑞宝中綬章を授ける
鴨脚　秀明　佐藤　誠　山崎　茂樹
瑞宝双光章を授ける（各通）
神尾　信吉
瑞宝単光章を授ける（以上六月十三日）
堀田　進
瑞宝双光章を授ける（六月十四日）
金津　富司
瑞宝双光章を授ける（六月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、トンガ国皇太子トゥポウトア・ウルカラ殿下の御結婚につき、七月十一日同国国王王妃両陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年七月十三日
外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年八月十六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　中西志豪
　生年月日　昭和三十八年一月十二日
　旅券申請上の住所　東京都新宿区百人町
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TG二八五九一六五
　発行年月日　二〇〇二年十一月七日
　旅券名義人　中西志豪
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、館山簡易裁判所から建造物侵入・窃盗の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。
　よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

法　務

公証人任免

飯塚和夫は公証人に任命され、横浜地方法務局所属元公証人小林域泰の後任を命ぜられた。
前橋地方法務局所属公証人齊藤忠男は願により公証人を免ぜられた。
山本寧は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人齊藤忠男の後任を命ぜられた。
津地方法務局所属公証人大橋弘文は願により公証人を免ぜられた。
渡辺秀喜は公証人に任命され、津地方法務局所属公証人大橋弘文の後任を命ぜられた。
津地方法務局所属公証人高橋寛は願により公証人を免ぜられた。
煤田文博は公証人に任命され、津地方法務局所属元公証人津野正文の後任を命ぜられた。
岐阜地方法務局所属公証人村主憲博は願により公証人を免ぜられた。
田邊哲夫は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人村主憲博の後任を命ぜられた。
広島法務局所属公証人山口仁士は願により公証人を免ぜられた。
山室祐一は公証人に任命され、広島法務局所属公証人山口仁士の後任を命ぜられた。
岡山地方法務局所属公証人桑畑稔は願により公証人を免ぜられた。
木村繁は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人桑畑稔の後任を命ぜられた。
内田信也は公証人に任命され、宮崎地方法務局所属元公証人寺田豊作の後任を命ぜられた。
宮崎地方法務局所属公証人徳本和男は願により公証人を免ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。
平成二十四年七月十三日
海難審判所長　藤江　哲三

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二二七六	長谷川峯清	二四・四・九
二二七七	崎山　学	〃・五・一〇
二二七八	井上　宏明	〃・〃・一五
二二七九	真野　文雄	〃・〃・二二
二二八〇	稲葉八洲雄	〃・〃・二四
二二八一	竹本　みを	〃・〃・二九
二二八二	渡邊　泰輔	〃・六・二一
二二八三	石田　光久	〃・〃・〃

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一二九九	三島　次郎	二四・五・一	申請

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人齊藤忠男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成24年7月13日　前橋地方法務局